

各関係機関の長 様
病害虫防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

病害虫発生予報第10号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和 5 年病害虫発生予報第10号

令和 5 年 (2022年) 9 月 26 日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう 1 か月の気温は高く、降水量は平年並、日照時間は平年並の見込み。

作物名	病害虫名	時期	発生量	作物名	病害虫名	時期	発生量
野菜全般	アブラムシ類	-	平年並	カキ	カメムシ類	-	少
	ハスモンヨトウ	-	やや多	チャ	カンザワハダニ	-	やや多
	タバコガ類	-	やや多		チャトゲコナジラミ(Ⅲ)	やや早	やや少
アブラナ科 野菜	軟腐病	-	平年並				
	黒腐病	-	平年並				
	菌核病	-	平年並				
	コナガ	-	やや少				
	ヨトウガ	-	やや少				
	ハイマダラノメイガ	-	やや多				

A. 野菜（露地）の病害虫

1. 野菜全般：アブラムシ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- ほ場での発生量はやや少ない。
- 黄色水盤での誘殺数はやや少ない。
- 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- 発生初期に薬剤を散布する。

2. 野菜全般：ハスモンヨトウ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- ほ場での発生量は平年並。
- フェロモントラップでの誘殺数は平年並。
- 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- [防除情報第 10 号](#)を参照のこと。

3. 野菜全般：タバコガ類

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めた。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数はオオタバコガ、タバコガともに多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) [注意報第3号](#)を参照のこと。

4. アブラナ科野菜：軟腐病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発病初期または台風の通過直後に薬剤を散布する。

5. アブラナ科野菜：黒腐病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発病初期または台風の通過直後に薬剤を散布する。

6. アブラナ科野菜：菌核病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発病初期に薬剤を散布する。

7. アブラナ科野菜：コナガ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めた。
- (2) 予察灯での誘殺数は少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) ほ場をよく観察し、発生初期に薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性が発達しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

8. アブラナ科野菜：ヨトウガ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めた。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数は少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 早期発見に努め、群せいしているうちに捕殺する。
- (2) 若齢期に薬剤を散布する。

9. アブラナ科野菜：ハイマダラノメイガ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや多い。
- (2) 指標植物であるクレオメへの寄生数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) ほ場をよく観察し、発生初期に薬剤を散布する。

B. 果樹の病害虫

1. カキ：カメムシ類

予報内容 発生量：少

予報の根拠

- (1) フェロモントラップ、予察灯での誘殺数はともに少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 飛来を認めたら、早朝か夕方に薬剤を散布する。

C. チャの病害虫

1. カンザワハダニ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生が見られる茶園は、秋整枝後、カンザワハダニの越冬前（10月下旬～11月中旬）に防除を終えるようにする。

2. チャトゲコナジラミ（第3世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第2世代成虫の発生時期は平年並。
- (2) 第2世代成虫の黄色粘着板での誘殺数はやや少ない。
- (3) 調査茶園における幼虫の発生量はやや少ない。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除は若齢幼虫を対象とし、第2世代成虫の発生ピークから15日程度経過し、成虫の発生がほとんど見られなくなった時期(9月下旬~10月上旬)が防除適期となる。ただし、茶園により差があるので、若齢幼虫の寄生状況を事前に確認する。
- (2) 薬剤がすそ部や葉層内の葉裏によくかかるように散布する。

防除対策(耕種的防除や薬剤防除など)については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準
滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所
〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516
TEL 0748-46-6160・4926
FAX 0748-46-5559
Email GC70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。